

保護者の皆さまへ

豊田市教育委員会

就学援助制度の申請について

1 就学援助制度とは

この制度は、豊田市立小・中学校に就学しているお子さんがいる保護者のうち、経済的な理由で学校へ通学させるのにお困りの方に学用品代、学校給食などを援助し、円滑に教育を受けていただくためのものです。

2 援助を受けることができる方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護が停止又は廃止された方
- (3) 経済的にお困りの方（同居家族全員の所得の合計が豊田市の定める基準以内の家庭）

3 所得の目安

世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
所得 (収入)	2,096 千円 (3,255 千円)	2,764 千円 (4,131 千円)	3,393 千円 (4,916 千円)	3,762 千円 (5,379 千円)	4,328 千円 (6,084 千円)

※所得とは、給与所得者の場合は源泉徴収票の給与所得控除後の額です。

※同居する方全員の所得を合算します。

※所得の目安は、生活保護基準額の変更に伴い改正します。

※資産や家庭状況等によって認定できる所得の額が変わります。

4 申請書の提出について

認定を希望する方は、別紙の「就学援助申請書」に必要事項を記入し必要書類を添えて、お子さんが通学している学校（小中学校ごと）に提出してください。

認定結果については学校を通じてお知らせします。

新1年生の新規申請期限は

年 月 日 () までです。

この日を過ぎると「新入学児童生徒学用品費」は支給されません。

No.5 1 0 (裏面)

5 支給費目

- 1 学用品費 2 通学用品費 3 校外活動費 4 新入学児童生徒学用品費
- 5 修学旅行費 6 自然教室費 7 学校給食費
- 8 医療費（う歯、寄生虫病などの特定疾病） 9 通学費

※ 就学援助の認定を受けられた方は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）参加費負担金が免除の対象になります。詳しくはこども・若者政策課でおたずねください。

6 支給方法

申請の口座に振り込みます。ただし、特別な事情のある場合は現金で支給します。

7 その他

申請書だけでは認定できない場合は、担当地区民生委員・児童委員の家庭状況調査が必要になります。

就学援助が認定された場合、担当地区民生委員・児童委員に情報提供をしますので、ご承知おきください。

民生委員・児童委員とは、

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場に立って活動します。

地域の子どもたちが元気で安心して暮らすことができるように、地域の見守りや、子育ての不安などの相談支援を行なっています。秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

- 問合せ：豊田市教育委員会 学校教育課 学事担当
(電話：0565-34-6661)